

○総務省告示第五十一号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百八十一号（登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年二月二十八日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
一 検査の実施項目		一 検査の実施項目	
検査の項目	備 考	検査の項目	備 考
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の四第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。	電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。
二 点検の実施項目		二 点検の実施項目	
点検の項目	備 考	点検の項目	備 考
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の四第二項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。	電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第二項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
人体（両手を除く。）における入射電力密度	設備規則第十四条の二第一項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。	人体（両手を除く。）における入射電力密度	設備規則第十四条の二第一項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。
人体（両手を除く。）における吸収電力密度	設備規則第十四条の二第一項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。		
備考 表中の「 」の記載は注記である。			